



2021夏季手当シリーズ⑤



夏季手当要求項目の正当性は明らかだ！

前号では交渉の中で要求1項目目の「**基準内賃金の2.8カ月**」を支払える経営体力と根拠について明らかにしました。残りの要求項目についても交渉団はその正当性を明らかにしました。

「全社員一律による月数回答とすること」

- ・ JR東日本の賃金制度は「等級」によって賃金に差がつけられているが、その上で「等級」により格差を生み出すことは二重の格差となる。経営環境が厳しくなる中で現場社員は等しく努力している。職責や等級に関係なく、全社員一律による月数回答を求める。

「2021年度夏季手当の支給においては成績率(増額)の適用を行わないこと」

- ・ 2021春闘においても「特別加給の適用はおこなわないこと」を求めてきた。社員一丸となって業績回復、社会的使命完遂に努力している。春闘交渉時に「特に汗をかいた社員もいる」と正当化を主張したが、社員一丸となって難局を乗り越えようとしている今、一部社員のみ「成績率(増額)」を適用すれば職場内の士気が下がるだけでなく、経営側が求める「社員一丸」の精神を壊すものである。
- ・ 成績率(増額)の制度そのものを否定しているものではない。「緊急事態宣言」発令下でも感染防止と列車を止めることなく、使命と覚悟を持って安全・安定的に鉄道を動かしてきたことは等しく評価されなければならない。

「2021年6月30日までに支払うこと」

- ・ JR東日本グループの持続的成長に向けて社員生活の維持・向上・改善が必須であり、各種ローン支払いなど生活設計や将来設計を壊さない例年通りの夏季手当支給を求める。

JR労働者の未来のために満額獲得を実現しよう！